平成２５年（フ）第１４号
長崎県平戸市生月町壱部浦７番地、従前の住所長崎県平戸市生月町里免2955番地２
債務者　伊藤　秀喜
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
長崎県平戸市戸石川町421番地、従前の住所長崎県松浦市志佐町浦免1782番地１
債務者　倉田　友路
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２５年（フ）第３３６号
栃木県足利市錦町35番地　錦町団地17―21
債務者　井出　喜久
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５２１号
東京都福生市大字熊川1108番地第四市営住宅Ｂ―304
債務者　大井ミサオ
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６０７号
東京都立川市幸町４丁目52番地の１幸町団地17棟204号
債務者　中村　真敏
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３０３号
岡山市南区西市492番地１
債務者　高橋　朱美
1　決定年月日時　平成25年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０６号
岡山市北区川入973番地１川入アサヒ202
債務者　西岡　美和（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成25年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８７号
長崎県佐世保市新田町352番地　新田団地３―４棟604号室、旧住所長崎県佐世保市相浦町728番地　リゾートインジュピター106
債務者　山川　和行
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第８８号
長崎県佐世保市棚方町424番地36、旧住所長崎県佐世保市皆瀬町670番地１　コーポラス皆瀬201
債務者　岡本　亮一
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第３０４号
静岡県牧之原市細江1476番地１　リバティーハイツ中山Ｃ―２、旧住所静岡県牧之原市東萩間2360番地21
債務者　森田　惣八
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３４９号
静岡県藤枝市駅前１丁目13番13号　アーバンシティ小川201号
債務者　築地まゆみ
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３１４４号
大阪府大東市灰塚５丁目13番87号、前住所大阪市城東区古市１丁目１番21号
債務者　矢部　美穂
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１８８号
大阪市此花区高見１丁目７番13―311号
債務者　金森　斉巳
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３０９号
大阪市北区天満４丁目16番８号　ハイツ天満宮301号室
債務者　玉木　哲夫
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１８号
福岡県大川市大字三丸1777番地
破産者　株式会社岡木工
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係